

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 8 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380037

研究課題名(和文) 行政のコミュニケーション過程改革の比較法的検討—EUサービス指令を契機として—

研究課題名(英文) Comparative Study on Citizen-Government-Communication

## 研究代表者

米丸 恒治 (Yonemaru, Tsuneharu)

神戸大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：00202408

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究プロジェクトでは、欧州サービス指令を素材にその関連動向を調査して、欧州で行政と市民との間でどのようにコミュニケーション過程の改善がなされているかを、比較法的に検討した。特に、サービス指令により刺激された電子政府化の改革や新たな電子署名認証法制度(eIDAS規則)の整備により、わが国とは比較にならないほど法制度の整備が進んできていることが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：In EU Countries, based on the service directive e-government reforms have been enhanced. Additionally new 'e-IDAS-Regulation' was enacted, that repealed old signature directive and regulated new paradigm on electronic signature and new trust services. These new regulations have very well interesting points for our japanese legislative system and gives us regulative hints.

研究分野：行政法学

キーワード：電子署名 電子政府 eID 電子書留メール 電子保存サービス 信頼サービス タイムスタンプサービス  
WEB認証サービス

## 1. 研究開始当初の背景

研究当初は、欧州のサービス指令についての突っ込んだ研究はほとんど無く、またその後新たな展開を見せた EU の新電子署名認証規則(eIDAS 規則)についての紹介すらなかった。しかしながら、これらの法令は、構成国の行政法制を貫通する重要な法令であり、またわが国の法制から見ても重要な参考点を含んでいる法令である。そうした点について、研究を加え、その意義と役割を明確にしておくことが重要なことと思われる。そこでこうした法令の比較法的研究に着手することを検討することとした。

## 2. 研究の目的

本研究にかかる期間内では、(i) 欧州サービス指令の立法趣旨・内容の客観的な調査、(ii) ドイツ、オーストリア、エストニアなど、主要国でのサービス指令内容に対応した改革とそのための法制的な措置の比較法的調査・分析、(iii) わが国の電子行政手続きと行政コミュニケーション過程の改善のための具体的な法制度設計・改革課題の析出、の各研究作業を実施することにより、最終的に、日本の行政・私人間コミュニケーション過程の改善、具体的には私人(顧客)中心のあるべき行政コミュニケーション過程の実現のための解釈論・立法論にわたる成果を得ることを到達目標とした。

本研究により、我が国の閉塞的で、国・地方でばらばらに、紙と電子と二重に併存しており負担の大きい行政とのコミュニケーション過程の改善のための基礎的成果を得ることを目指した。

## 3. 研究の方法

初年度(平成 25 年度)は、EU サービス指令について、EU 法としての客観的な立法経緯や指令の内容、各国にどのような改革・対応を迫るものであるかを明らかにするために、EU 法、特にサービス指令に関連する文献を収集・調査して、EU の域内自由化政策として、各国の行政手続等にどのような働きかけを行おうとするものであるかを分析調査した。

そのために、基本的には、欧州サービス指令に関して収集した文献の分析によって、指令自体の制定経緯や各国における制定前後の議論状況や評価について、調査分析することにした。また、たとえば、ドイツ・キール大学の研究チーム等により、欧州法としての調査研究も進められていることから、各国の主要な研究チームとも情報交換を行うことができるよう、情報交換のネットワークを構築できるように模索した。

EU サービス指令の内容やその意義を明らかにした作業を基礎としつつ、欧州の主要国がそれに対してどのような法制的な対応を

して、同指令の国内措置を行ったかを、ドイツ、オーストリア、エストニアなどの改革に関連した各国文献を収集して、それぞれの特徴、法制度の具体的な内容、意義を明らかにする作業を平成 26 年度中に実施せんとした。

申請者は、これまでドイツの電子政府化や電子的行政手続の改革に向けた動向は情報収集し調査研究の成果を公にしてきたが、近年のドイツでの改革をサービス指令との関連で有機的、客観的に明らかにする作業を継続した。

それとともに、電子政府化の点から注目されるオーストリア、エストニアを中心に、ドイツ語および英語文献を収集して、これらの諸国で具体的になされた法制度的な国内措置の内容、意義等をドイツについてと同様に進める作業を実施した。この作業も、基本的には、各国の改革に関連する文献を収集して、インターネット上の情報収集調査とあわせて、比較法的に整理し、分析検討を加える計画にした。

研究期間 3 年目の平成 27 年度には、平成 26 年度に実施した、各国のサービス指令の国内措置についての比較法的な研究成果に基づいて、さらに、わが国の今後の電子的行政手続関連法制に参考となる点、有効な点を明らかにしつつ、わが国の具体的な法制度の改善等の制度設計についての検討を行う計画にした。

わが国では、電子化の一般的な法制度は整備したものの、私人(顧客)中心の行政とのコミュニケーション過程の実現に向けて、どのような点を欧州指令の一般的な法原則および主要国の国内法制・国内措置の実施やその成否の現状から学ぶことができるのかを、客観的な比較法的分析を基軸としながら、実施することにした。3 年目には、前年度から継続して文献調査を実施しつつ、可能ならばカッセル大学アレクサンダー・ロスナゲル教授の研究チームや、キール大学のロレンツフオンシュタイン研究所の研究チームとも情報交換をし、参考情報を得る機会を持ちたいと試みた。電子メール等での情報交換により実施するが、状況によっては、ドイツ、オーストリアの訪問調査も実施可能か模索・検討したいと考えた。

## 4. 研究成果

本プロジェクトの主要な研究成果は、特に欧州全体に法的拘束力を及ぼすいわゆる eIDAS 規則である。以下では、eIDAS 規則に限って研究成果を紹介したい。

EU の eIDAS 規則と日本の次世代署名認証法制

欧州連合では、次世代署名認証法制ともいえる、いわゆる eIDAS 規則、を制定し施行している。この一大認証法制改革の試みが、

動きの遅い日本法にとっていかなる示唆を示すものなのか、以下、欧州連合の新規則を紹介し日本法に参考になる点をかいつまんで示してみたい。紙の契約書や行政文書に署名・押印というのが伝統的な法・行政の世界のイメージであるが、20年ほど前から、電子署名なる認証技術が各国で法制化された。日本でも、平成12年に電子署名法が制定され、一定の電子化は進んできた。しかしそれで十分なのか。日本の電子署名法は、制定以来ほとんど改正はない。しかし、EUでは、一昨年、いわば次世代型電子署名認証法とでもいうべき規則(「指令1999/93/ECの廃止ならびに域内市場における電子取引のための電子識別及び信頼役務に関する2014年7月23日欧州議会及び理事会規則第910/2014号」(2014年8月28日EU官報L257/73頁)。略称、eIDAS規則。)が制定された。一方、日本法には、かねて指摘してきているように各国で整備されてきたタイムスタンプ(デジタル日時認証)の法規定もない。こうした基本的な欠点に対しても、最新のモデルとなる立法がEUのeIDAS規則である。

#### eIDAS 規則の概要

EUでも、99年に電子署名指令(指令1999/93/EC)なる法制度は整備されたが、eIDAS規則は、この指令を廃止し、電子署名を含めて電子的な世界のさらに多様な認証サービスを「信頼サービス」として直接に標準化する規則である。

もっとも重要なものとして冒頭におかれたのが、各国が制度化している電子化したID情報(電子本人確認情報。eID)を加盟国が相互に承認し電子的に国境を越えて本人確認を実現しようとするeIDの相互承認制度である。日本でも、いわゆる個人番号法に基づく番号カードの中に電子的なID情報が封入され(番号カードでは、個人認証用電子証明書を利用する技術的方法がとられている。)、電子的なあるいはオンラインでの本人確認等

が可能になっている。EUでは、これまで構築されてきた加盟国のeIDシステムを相互に運用可能にするために、法制度上、eIDの相互承認をEU全域で義務化したことになる。これにより、国境を越えた電子的な本人確認が可能とされることとなった。

次に、eIDAS規則では、電子署名に関わる従来の電子署名指令をさらに発展させるための多様な認証手段を法制化した。電子署名自体については、従来から、ほぼ日本の法制度と同様の適格電子署名を手書きの署名と同等の効力を持つ電子署名として位置づける立法を行ってきており、その基本を維持している。新規則では、電子署名をさらに普及させるための多様な方式にも目配りし、電子「署名」に相当する電子「印」も法制化した。

さらに注目されるのは、従来、ドイツ法では法制化されていたがEU指令中には含まれていなかったタイムスタンプサービスや、電子書留メール配信サービス、さらには電子保存サービス、ウェブサイト認証サービスなどの各種認証手段を法制化して、これらを提供する事業を「信頼サービス」として定め、これらを利用して安全な信頼性ある電子データの送受信による取引や行政手続を推進しようとしている規定群である。

第一に、タイムスタンプ、いわば電子的な消印、日時証明についても規定し、適格タイムスタンプが付されていれば、当該電子文書(データ)が当該日時に存在していたことが法的に推定されることになる。ドイツ等の電子署名法では、法的な根拠が当初から存在したのに対して、新規則でも、タイムスタンプについて、適格タイムスタンプの要件を定め、欧州全域でタイムスタンプを普及させようとしている。

第二に、新たな認証手段として導入されたのが、電子書留メール配信サービスである。現在のように電子メールによる通信が普及してきて必須となるのが、当該メールアカウ

ントの真正性や、特定のメールの送受信日時証明などをする認証サービスである。

ドイツでは、EU に先立ち、認証サービス付き電子メールを de-mail 法として法制化し、各ユーザの本人確認を確実に行った上で、メールの送受信日時やその内容を証明するサービスを民間事業者に営ませている。新規規則の電子書留メール配信サービスは、de-mail のような認証付き電子書留メールを EU 全域で実現しようとするものである。こうした法制化によって、スパムメールやフィッシングメール等の被害から守られた安全で信頼性あるメールによるコミュニケーションが実現することが期待されている。

第三に、電子文書の長期保管サービスについても、新たに法制化された。現在、クラウドサービスの利用等も有料・無料多様に展開されているが、新規規則では、電子文書の長期保管についても、信頼性あるサービスを提供させるための規定をおいた。無料のサービスを利用するもよし、あるいは有料でも一定の信頼性あるサービスを選択することも制度的に保障されることになった。

最後にあげられるのが、ウェブサイト認証である。ウェブサイトがどこのサイトであるか（本物か偽サイトか）、またそのサイトと安全な暗号通信ができていないかは、暗号技術によって確保される。新規規則では、ウェブサイト認証サービスにも、法制的な基礎を与えて、欧州全域で信頼性あるウェブサイトであるかどうかを法制度に基づき選別することを可能にし、安全なウェブ利用環境の実現を目指している。

日本法への示唆

以上、概略的ではあるが、EU でのネット上の本人確認・電子署名その他の電子的認証手段を総合的に法制化する eIDAS 規則について紹介した。これらの新たな認証サービスは、安全なネット取引や行政手続を実現する上で望ましい認証手段であると考えられる。

官民の信頼性ある通信の観点からは、前述した ないし の各信頼サービスは、日本法においても、それらを法制化して信頼性を法的に承認し確立することが望ましいと考えられる。日本の次世代型電子署名認証法制を展望しつつ、参考として紹介した。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

米丸恒治、先端研究を支えるエビデンスがない!!?(Law & Technology 64 号 2014 年 60-61 頁  
米丸恒治、情報化社会における行政とその法環境 (行政法研究 6 号) 2014 年 1-23 頁  
米丸恒治、行政文書の電子化と一元的管理に向けた動向と課題—ドイツの電子政府法・標準化動向等の紹介を中心に—(行政 & 情報システム 2014 年 10 月号) 2014 年 56-60 頁

〔学会発表〕(計 1 件)

米丸恒治、電子訴訟に向けた検討課題—独、EU(eIDAS)等を参考に—(日本弁護士連合会『第 19 回弁護士業務改革シンポジウム資料集』292-299 頁 2015 年 10 月 16 日、岡山コンベンションセンター(岡山県))

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織 (1) 研究代表者

米丸 恒治 ( Yonemaru Tsuneharu )  
神戸大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：00202408

(2)研究分担者  
( )

研究者番号：

(3)連携研究者  
( )

研究者番号：